

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援 お子様に関する事業や育児に関する相談などを

妊娠中のこと



母子健康手帳交付

妊娠に気づいたら早めに届出をし、母子健康手帳の交付を受けましょう。妊婦14回、乳児2回、健診の受診券を交付します。

【対象者】 妊婦



妊婦健康診査

母子健康手帳別冊の受診票を医療機関に提出することで、妊婦健康診査の費用助成を受けることができます。

【対象者】 妊婦

【その他】 県外の医療機関で使用する場合は、事前に健康増進課へご連絡ください。転出される場合は転出先での母子健康手帳別冊の交換が必要です



妊婦訪問

母子健康手帳交付2～3か月後に母子保健推進員や保健師が訪問し、妊娠期に必要な情報をお届けします。

【対象者】 妊婦

※母子保健推進員とは…妊娠中や子育て中の方の身近な相談相手として、また市とのパイプ役として活動しています



マタニティサロン

妊娠・出産・育児についての講話や実習(妊婦体験、沐浴実習)を開催しています。

【対象者】 妊婦と配偶者

【利用方法】 電話・ホームページまたは窓口で申込



出産育児一時金

出産時に支給されます。

【その他】 詳細は、加入している健康保険組合に確認してください

出産後の手続き



出生届

生まれた日を含めて14日以内に提出してください。

【提出先】 市役所1階市民課
TEL.0475-50-1131

【その他】 出生届、印鑑、母子健康手帳をご用意ください



出生通知書

出生後なるべく7日以内に、母子健康手帳別冊内のはがき(出生通知書)を提出してください。

【提出先】 健康増進課地域保健係
(ふれあいセンター)



子育てのサービス



産後ケア事業

医療機関に宿泊して心身のケアや育児のサポートを実施します。

【対象者】 家族等から家事や育児の支援が受けられず、子育てに不安を感じている産後2か月までの母親

【利用方法】 健康増進課窓口で申込
※保健師に相談してください



産後電話相談

保健師が出産した方全員に電話し、相談に応じます。

【対象者】 産婦